緊急輸送道路沿道建築物等 耐悪化助成制度 ~一般緊急輸送道路編~

台東区民間特定建築物耐震改修工事等助成

台東区

令和7年4月

建築物の耐 震化

南関東で、今後30年以内にマグニチュードアクラスの地震が発生する確率はアロ% といわれています。過去の大地震で倒壊した建物の多くは古い構造基準により昭和56 年以前に建てられたものです。

昭和56年以前に建築された建物を所有されている方は、まず耐震診断を行って、耐 震性を確認し、耐震性が十分でない場合は改修工事を行いましょう。

台東区では、災害直後の避難や救助活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担う、緊 急輸送道路沿道の建築物(緊急輸送道路沿道建築物)や多数の者が利用する建築物(特 定既存耐震不適格建築物)などの耐震化への助成をしています。

続きの流れ 手

※完了報告締切り:令和8年2月20日を予定しています。 申 業務に関する支払いが完了していることが前提となります。 請 \boxtimes 者 耐震診断·補強設計 着手 交付決定通知送付 助 耐震診断 助成金の交付 額確定通知送付 成 完了報告 届 念 交付· 請 前相 補強設計 (契約書 求 計画の認定 申 耐震改修工事・建替え・除却 改修工事 建替え 着手届 助 交付決定通知送付 助成金の交付 除却 成金交付申 額 完了報告 完了 事 確定通知 請 前相 契 検査 求 約書 中 間 検査 ※ 上記は一般的な手続きの流れです。各助成内容により、手続きが異なることがあります。

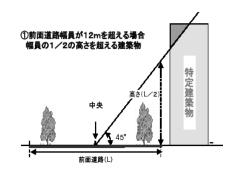
助成を受けるには、区への事前甲

交付決定通知書が発行されたあとに契約を結んでください。通知前に契約 してしまった場合は助成金を受けることができません。

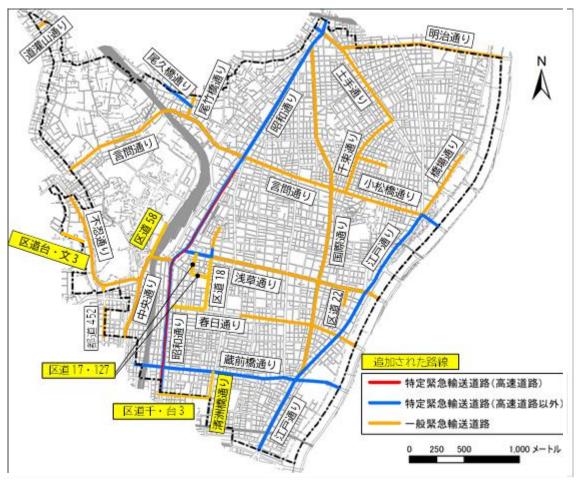
緊急輸送道路沿道建築物

◎ 緊急輸送道路沿道建築物

東京都地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路に面している建築物でその高さが右図の高さを超えるもの。(前面道路が12m以下の場合は6mの高さを超えるもの)



<台東区内の緊急輸送道路>



●特定緊急輸送道路沿道建築物

昭和通り、江戸通り、蔵前橋通り、尾久橋通り、昭和通りから区役所本庁舎までの連絡部分

●一般緊急輸送道路沿道建築物

浅草通り、言問通り、不忍通り、中央通り、尾竹橋通り、橋場通り、千束通り、土手通り、小松橋通り、明治通り、都道 452、区道 17、区道 18、区道 22、区道 58、区道 127、国際通り、春日通り、道灌山通り、清洲橋通り、千・台区道3、台・文区道3

助成金額等

(※「助成対象費用」は実際にかかった経費と限度額を比較し、小さい方とする)

助	成 対 象	建築物の	要件				
	面積区分	助成対象費用区分	助成金額				
			助成対象費用の				
			9/10				
			400万円限度				
耐震診断	_	_	※設計図書の復元、第三者機関の 判定等の費用を加算した場合、 助成対象費用の 9/10 477万円限度				
補強設計・		600 万円以下の場合	助成対象費用の 5/6 以内				
改修工事(監理)	_	600 万円を超える場合	_{助成対象費用の} 1 / 2 に 2 0 0 万円を加えた額以内				
	5, 000 ㎡ 以下の部分	3,000 万円以下の場合	助成対象費用の 5/6 以内				
		3,000 万円を超えて	助成対象費用の 1/2に				
耐震改修•		6,000 万円以下の場合	1,000万円を加えた額以内				
建替え・除却		6,000 万円を超える場合	助成対象費用の 1 / 3 に 2,00万円を加えた額以内				
	5,000 ㎡を超える部分	_	助成対象費用の 1/6以内				

《助成対象事業有効期間》令和8年3月31日までの着手が条件 ※年度をまたぐ場合は事前に相談ください

以下の全てを満たす建築物。

- ① 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの。
- ② 建築基準法に違反して、現に是正指導を受けていないもの。
- ③ ①及び②のほかに、以下の要件を満たす建築物

【耐震診断】

- 緊急輸送道路沿道建築物であること。(以下同様)

【補強設計】

- ・第三者機関の評定を受けること。(東京都で定められた専門機関に依頼)
- ※ 建築基準法の特例措置を受ける場合は、区に計画の認定を受ける必要があります。 評定や認定は時間を要するので、<u>区担当者と十分な協議をしてください。</u>
- ・建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に 行うものであること。

【耐震改修工事】【建替え】【除却】

- ・地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告等を受けているもの。
- ・耐震診断の結果、Is値が0.6未満又は倒壊の危険性があると判断されたもの。
- ・耐震改修後の Is 値が 0.6 以上であること。(耐震改修工事の場合)
- ・第三者機関の評定を受けていること。(耐震改修工事の場合)
- ・建築士法第2条第8項に規定する工事監理を行う建築士を置くこと。(耐震改修工事の場合)
- ・建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。(耐震改修工事の場合)

助成対象者の要件

以下の全てを満たす者。

- ① 助成対象建築物の所有者(分譲マンションの場合は管理組合又は管理組合法人)
- ② 住民税(個人又は法人)を滞納していないこと。

費用の限度額

	一般緊急輸送道路沿道建築物						
	3,670円/㎡(1,000㎡以内の部分)						
	1,570円/㎡ (1,000 ㎡を超えて 2,000 ㎡以内の部分) 合計額						
耐震診断	1,050円/㎡(2,000㎡を超える部分)						
	※ ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の費用を要する場合は、						
	当該額に 1,570,000 円を加算した額を限度とする。						
補強設計	5,000円/㎡(1,000㎡以内の部分)						
耐震改修工事	3,500円/㎡(1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分) 合計額						
用)	2,000円/㎡(2,000㎡超える部分)						
	51,200 円/㎡かつ 1 棟あたり 512,000,000 円以内						
	(マンションにあっては、50,200 円/㎡かつ 1 棟あたり						
耐震改修工事 (工事費用) 建 替 え	502,000,000 円以内) (特殊な工法の場合、83,800 円/㎡以内かつ						
	1棟あたり838,000,000円以内)						
	耐震改修工事限度額計算により定める額以内						
除 却 	耐震改修工事限度額計算により定める額以内かつ除却に要する費用以内						
	なお、住宅(マンションを除く。)にあっては、上記 51,200 円を						
	34,100 円、512,000,000 円を 341,000,000 円と読み替える。						

特定既存耐震不適格建築物

◎ 特定既存耐震不適格建築物とは

多数の者が利用する建築物で、下記一覧表の用途、規模等に該当するもの。

< 特 定 既 存 耐 震 不 適 格 建 築 物 一 覧 表 >

法	政令 第6第2項	耐震改修促進法での用途区分	特定既存耐震不適格建築物の規模要件 (地上階数、延床面積)			
第	第1号	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 ㎡以上			
1	第2号	・小学校、中学校等・老人福祉センター、児童厚生施設等	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上			
4 条 第 1	第3号	・第2号以外の学校・病院、診療所、劇場、集会場、展示場、 百貨店、賃貸住宅(共同住宅に限る。)、 事務所等	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上			
号	第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上			

助成金額•要件•限度額等 特定既存耐震不適格建築物

			助	成	金	客	頁 等	Ē			
耐震診断	助成対象費用の1/2						10	〇万	円限度		
	助	成	対	象	建	築	物	の	要	件	

以下の全てを満たす建築物。

- ① 昭和56年5月31日以前に確認を受けたもの。
- ② 建築基準法に違反して、現に是正指導を受けていないもの。
- ③ 耐震改修促進法第14条第1号に規定する建築物

助 成 対 象者 0 件

以下の全てを満たす者。

- ① 助成対象建築物の所有者
- ② 個人又は中小企業者
- ② 住民税(個人又は法人)を滞納していないこと。

費 用 の 限 度 額

2,100円/㎡(1,000㎡以内の部分)

耐震診断

1,570円/㎡(1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分)

1,050円/㎡(2,000㎡を超える部分)

※ 助成を受けるには、業者等と契約をする前に区への事前申請が必要です。

【お問合せ先】

台東区役所 都市づくり部 建築課 構造防災担当 5階⑪番窓口

電話:5246-1335(直通) FAX:5246-1359



合計額